

愛知県と連携し、長年にわたり地域を支える
市内企業の再投資を支援いたします。

新城市企業再投資促進補助金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業のみなさまへ、
愛知県と連携し、市内における再投資を支援いたします。

補助対象	原則20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新設または増設を行う企業	
対象分野	(1) 自動車関連、航空宇宙関連、ロボット関連、 環境・新エネルギー関連、情報通信関連、健康長寿関連 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東三河地域集積 業種（裏面参照）	
交付要件	投資規模 要件	大企業：25億円以上 中堅企業：1億円以上 中小企業：1億円以上
	雇用要件	補助金交付期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業：100人以上 中堅企業：25人以上 中小企業：25人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新設または増設に係る工場建設費、 機械装置費等）	
補助率	大企業 中堅企業 中小企業	4%以内（県とあわせて8%以内） 5%以内（県とあわせて10%以内） 10%以内
限度額	大企業 中堅企業 中小企業	1億5千万円（県とあわせて3億円以内） 1億5千万円（県とあわせて3億円以内） 3億円
受付時期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。	

その他

※愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択されることが必要です。

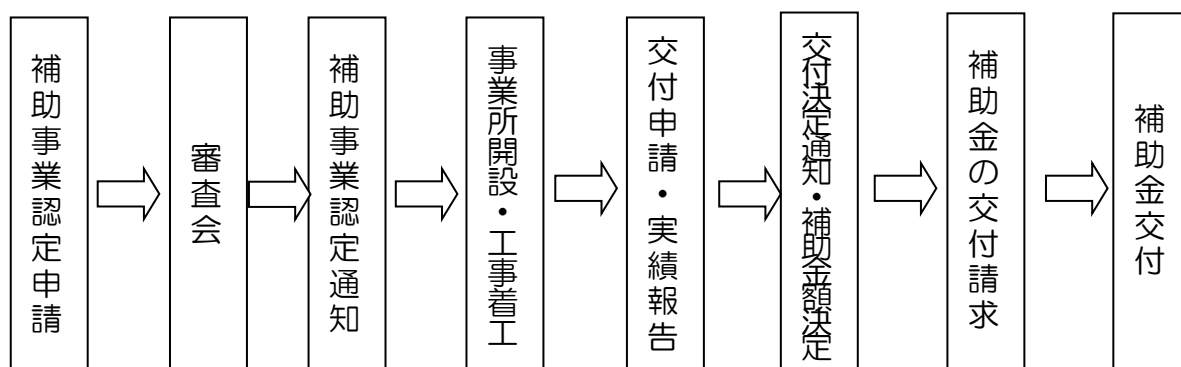
※事業について愛知県審査会で審査しますので、申請を受けても採択は保証するものではありません。

※次の1から5までの制度との重複利用はできません。

- 1.新城市企業立地奨励条例の規定による立地奨励金、雇用促進奨励金。
- 2.新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の規定による固定資産税の課税免除。
- 3.新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の規定による固定資産税の課税免除。
- 4.新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例の規定による奨励金。
- 5.中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例措置。

※操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を
売却等した場合は、補助金を返還していただくことがあります。

補助金交付手続きの流れ（イメージ）



※補助金の交付額が2億円を超える場合は3年間、1億円を超える場合は2年間に分割して交付します。

【愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東三河地域集積業種】

＜東三河地域＞

豊橋市、豊川市、蒲郡市、**新城市**、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

＜集積業種＞

- 輸送機械関連産業・・・11繊維、16化学、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、32その他
- 繊維関連産業・・・・・・11繊維、16化学、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械
- 機械・金属関連産業・・・11繊維、16化学、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、32その他
- 健康長寿関連産業・・・9食料品、10飲料・飼料、11繊維、16化学、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、32その他、711自然科学研究所
- 新エネルギー関連産業・・・16化学、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械
- 農商工連携関連産業・・・9食料品、10飲料・飼料、11繊維、12木材・木製品、13家具・装備品、16化学、18プラスチック、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、32その他
- 食料・食料品関連産業・・・9食料品、10飲料、14パルプ・紙、18プラスチック、21窯業・土石、24金属製品、26生産用機械
- 住宅・建築物・同設備関連産業・・・・・・11繊維、12木材・木製品、13家具・装備品、16化学、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、22鉄鋼、24金属製品

＜お問合せ先＞

【新城市企業再投資促進補助金】について

新城市役所 産業振興部 産業誘致推進室 TEL0536-23-7641

新城市字東入船115

Web ページ：<http://www.city.shinshiro.lg.jp>

メールアドレス：yuchi@city.shinshiro.lg.jp

【愛知県新あいち創造産業立地補助金】について

産業立地サポートステーション TEL 052-954-6372

愛知県産業立地通商課内 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県本庁舎1階

Web ページ：<http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

メールアドレス：ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp